

Q 労働者代表の選出はその時々で必要ですか

A

労働基準法では、就業規則の作成・変更に係る手続きとして、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならないと定め、三六協定等の労使協定でも労働者の過半数を代表する者を選出して行うことを規定しています。

ところで、この労働者の過半数を代表する者として、例えば半年前に締結した三六協定の過半数代表者を信任してもらい、その者を就業規則の変更に伴う意見聴取における過半数代表者とすることはできません。

なぜなら、労働基準法では、法に規定する各事由ごとに労使協定の労働者側の当事者として「過半数代表者」を規定しているに過ぎず、複数の事由を包括して当事者能力を持たせる「過半数代表者」の規定は置かれていないからです。

したがって、各事由ごとに代表者を選出する必要があります。

労基法施行規則

第六条の二 法第十八条第二項、法第二十四条第一項ただし書、法第三十二条の二第一項、法第三十二条の三、法第三十二条の四第一項及び第二項、法第三十二条の五第一項、法第三十四条第二項ただし書、法第三十六条第一項、第三項及び第四項、法第三十七条第三項、法第三十八条の二第二項、法第三十八条の三第一項、法第三十八条の四第二項第一号、法第三十九条第四項、第六項及び第七項ただし書並びに法第九十条第一項に規定する労働者の過半数を代表する者(以下この条において「過半数代表者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 法第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。
- 二 法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であること。

② 前項第一号に該当する者がいない事業場にあつては、法第十八条第二項、法第二十四条第一項ただし書、法第三十九条第四項、第六項及び第七項ただし書並びに法第九十条第一項に規定する労働者の過半数を代表する者は、前項第二号に該当する者とする。

- ③ 使用者は、労働者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにしなければならない。(平一〇労令四五・全改、平一一労令五一・平二一厚労令一一三・一部改正)